

(令和7年12月10日発表)

「災害時における応急支援物資の供給協力に関する協定」の締結 (プラス株式会社ジョインテックスカンパニー様)

◆アピールポイント	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体を対象に、事業所の日々の物品調達・管理に要する労力を軽減し、業務の効率化に貢献するデリバリーサービス事業「スマートガバメント」を運営するプラス株式会社ジョインテックスカンパニー様から新たに協定締結のお申し出いただき、災害時の応急支援物資の供給を目的とした防災協定を2025年12月3日(水)に締結しました。大規模災害発生時には、食料品や生活必需品などの物資の不足が予想されます。市では、各ご家庭での備蓄等を呼びかけるとともに、避難所等に備蓄を行っていますが、足りなくなる事態も考えられるため、流通事業者様などと協定を締結し、万が一に備えています。この協定の締結により、災害時に全国5か所にあるプラス株式会社ジョインテックスカンパニー様の物流センターから優先的に日用品や食料品などの物資を配送していただけます。
◆協定内容	<p>【協定名称】 災害時における応急支援物資の供給協力に関する協定</p> <p>【協定における連携項目】 物資の供給（配送を含む）</p> <p>【物資の範囲】 日用品、食料品など、物流センターに保管されている物資 例：おむつや消毒液、ミネラルウォーター、インスタント食品など</p>
◆協定先	<p>【プラス株式会社ジョインテックスカンパニー】 プラス株式会社の流通事業を担う社内カンパニー。 文具・オフィス家具および各種サービスの卸販売事業を展開。カタログ通販に専任営業サポートが付いたデリバリーサービス「スマートオフィス」、地方公共団体のさまざまな調達業務効率化をお手伝いする「スマートガバメント」、文教市場向け「スマートスクール」を中心に、介護・福祉市場向け「スマート介護」、購買コストダウンや環境購買への提案を行う「JeSS」等、生産性向上に役立つ独自サービスを展開している。</p> <p>また、静岡県中部、西部の地域で複数の防災協定の実績がある。</p>

別紙資料 有(協定書)

【問合せ】

- ◆危機管理局危機管理課(静岡庁舎新館3階)
- ◆担当：野崎、長島
- ◆電話：054-221-1012

災害時における応急支援物資の供給協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）とプラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）は、甲の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又はその恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急支援物資（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、物資の供給協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、スマートガバメントウェブサイトから行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかにスマートガバメントウェブサイトから要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲内で対応するよう努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、乙が現に保有し、又は調達可能な物資とする。

（物資の引き渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲、乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲からの要請に基づき、乙が供給する物資の代金及び運搬に要する費用（以下「代金等」という。）は、甲が負担する。

2 前項に規定する代金等は、災害時直前における適正価格を基準とし、災害発生後の価格変動を考慮して決定する。

(支払い)

第7条 乙は、物資の供給後、当該代金等を甲に請求する。

2 甲は、乙より前項の請求があったときには、その内容を確認し、すみやかに乙に支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供しあうものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関して相互部署を定め、連絡責任者を選任した場合及びそれを変更した場合には、相互に通知するものとする。

(協定の期間と効力)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の前1箇月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間有効期間を延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年12月3日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

難波 喬司

乙 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー

カンパニープレジデント

北川 一也